

農林水産物輸出プロモーション強化事業委託業務仕様書

1 目的

県産農林水産物の輸出拡大を図るため、輸出に取り組む産地を中心として県内産地の連携体制を整備するとともに、海外の日系店舗においてプロモーション活動（販売促進イベント）を実施する。

また、輸出志向者がオンライン商談会へ円滑に出展できるよう、輸出経験に応じた助言・指導を行い、バイヤーニーズへの対応能力や商談に関するノウハウの習得を促進することで、海外マーケットとの取引拡大を目指す。

2 業務の内容

以下の内容について、一体的に実施すること。

(1) 輸出拡大に係る対応策の検討

ア プロジェクトチーム会議の開催

県産農林水産物の輸出拡大に向け、輸出・海外展開の方向性や取組の進め方等を示す「輸出拡大に向けた販売戦略」について、実効性を高めるための展開方策を検討・整理するプロジェクトチーム会議を開催すること。

会議の開催にあたっては、開催に適した会場を確保するとともに、本県及びプロジェクトチーム構成員との連絡調整を行い、開催案内等の必要な業務を実施すること。

(ア) 実施回数

1回以上実施すること。

(イ) 会議の主要テーマ

産地間連携の拡大を主なテーマとし、以下の内容について検討を行うこと。

- ・海外でのプロモーション活動から得られる効果及び課題
- ・輸送方法に関する検討
- ・新たな取組産地の誘導に向けた方策

(ウ) プロジェクトチーム会議参加者

県内主要産地、輸出商社、貿易支援団体、金融機関、国、県、市町村等、約30機関、40名程度とすること。

イ 会議の運営

(ア) 会場

- ・会場については、食育消費流通課と協議の上、決定すること。
- ・オンライン出席にも対応可能なWeb環境を備えた会場とし、必要な機材等を準備すること。
- ・会議開催時間は2時間程度とし、開催前には準備時間を設定すること。

(イ) 会議の運営

会議の運営にあたり、以下の業務を実施すること。

- ・会議の司会及び進行
- ・会議資料の作成及び配付
- ・出席者名簿の作成及び配付
- ・当日の会場設営
- ・その他、会議運営に必要な事項

なお、出席者が発言しやすい配席とすること。

(ウ) 議事録の作成

会議終了後、会議内容を整理した議事録を作成すること。

(エ) 展開方策のとりまとめ

輸出拡大に向けた販売戦略の実効性を高めるための展開方策について、会議内容を踏まえ、食育消費流通課と協議の上、とりまとめること。

(オ) その他

実施にあたっては、食育消費流通課と十分に調整を図ること。

(2) 海外の日系小売店舗でのプロモーションの実施

海外の日系小売店舗（以下「実施店舗」という。）において、県内主要産地と連携した県産農産物のプロモーション活動（販売促進イベント）を実施することにより、県産農産物の認知度向上及び販売拡大を図ること。

実施にあたっては、実施店舗と連携実績を有する輸出事業者を活用するとともに、実施店舗と十分に調整の上、以下の業務を行うこと。

ア 開催計画

プロモーションは2回以上実施すること。このうち2回は以下の内容を基本とし、3回目以降は県産農産物の出荷時期等を踏まえた企画案を提案の上、食育消費流通課と調整を図ること。

<第1回（予定）>

(ア) 県産メロンのプロモーション

- ・時期：7月上旬頃
(出品推奨品目の物流等を踏まえ、実施店舗と調整の上決定すること)
- ・開催国：シンガポール、香港
※実施店舗との調整により、変更する場合がある。
- ・出品産地：県内産地
- ・出品推奨品目：メロン

(イ) 主なプロモーション内容

- ・販売促進員を配置し、試食販売を実施すること。
- ・赤肉・青肉メロンの試食を通じて、それぞれの特徴や食味の違いを消費者に分かりやすく訴求すること。
- ・会場装飾やチラシ、ポスター等の広告資材を活用し、県産農産物の魅力や

産地情報を効果的に発信すること。

<第2回（予定）>

(ア) 県産冬野菜・果物のプロモーション

・時期：11～1月

（出品推奨品目の物流等を踏まえ、実施店舗と調整の上決定すること）

・開催国：シンガポール、香港、グアム

※実施店舗との調整により、変更する場合がある。

・出品産地：県内産地

・メイン商材（候補）：ミニトマト、キャベツ、かんきつ 等

・提案品目（候補）：れんこん、ブロッコリー、白菜、梨、花き 等

※加工品を含む

※上記品目は候補であり、各国・地域の消費者ニーズに合致した品目を選定・提案すること。

※品目提案にあたっては、バイヤーを産地に招聘するなど、効果的なアピールに努めること。

(イ) 主なプロモーション内容

・販売促進員を配置し、試食販売を実施すること。

・購入につながる調理方法や利用シーン等を提案し、消費者の理解促進を図ること。

・会場装飾やチラシ、ポスター等の広告資材を活用し、県産農産物の魅力や産地の特長を効果的に発信すること。

イ プロモーション活動の手配・調整

実施店舗、輸出商社、出品産地と調整を行い、効果的なプロモーション活動を実施すること。

また、全体スケジュールの管理を適切に行うこと。

(ア) 実施店舗における消費者向けPR

・県及び産地の認知度・理解度向上に資する取組を行うこと。

・販売ブースの装飾については、実施店舗及び出品産地と調整の上、産地が保有するポスター等の販促資材を活用すること。

(イ) 出品に関する調整

・出品産地から品目及び数量等を聴取し、とりまとめを行うこと。

・実施店舗、輸出商社、出品産地と調整し、品目、数量、スケジュール等の管理を行うこと。

(ウ) 試食販売の実施

・開催期間中の週末（金・土・日曜日）に試食販売員を配置すること。

・試食品目については、出品産地及び食育消費流通課と協議の上、実施店舗に提案すること。

- ・試食に係る経費（輸送費を除く）については、実施店舗と調整の上、負担すること。
- ・試食方法について、実施店舗に提案し、調整を行うこと。
- ・試食販売員が来店客に対し、商品の特徴や食べ方等を分かりやすく説明できるよう手配すること。

(エ) 現地向け広報・宣伝

開催前及び開催期間中に、WEB、SNS 等を活用し、プロモーション活動の周知及び集客を図ること。

ウ 実施に係る運営・管理

- ・実施にあたっては、食育消費流通課と十分に調整を図ること。
- ・実施店舗、輸出商社、出品産地と十分に調整を行うこと。
- ・調整により内容変更が生じた場合は、柔軟に対応すること。
- ・十分な知識及び経験を有する者により業務を遂行し、必要な人員体制を確保すること。
- ・実施内容について、関係者（食育消費流通課、実施店舗、輸出商社、出品産地）による会議を開催し、調整すること。
- ・装飾及び実施方法は、実施店舗と十分に協議の上、進めること。
- ・執行管理を適切に行い、定期的に食育消費流通課へ報告すること。
- ・各回につき 1 か国以上について、現地でプロモーション実施状況を確認し、課題及び改善点を整理すること。

エ 報告書の作成

- ・実施にあたっては目標を設定し、達成状況及び改善点等を報告すること。
- ・実施店舗から販売実績等の結果及び現地消費者ニーズを聴取し、整理・報告すること。
- ・報告書には、活動状況が確認できる写真及び動画等を添付すること。

(3) オンラインツールを活用した販路開拓支援

県内主要産地等の取組主体に対し、事前研修会の開催により、効果的な商品紹介やプレゼンテーション手法等、オンライン商談に特有のスキル習得を支援するとともに、海外バイヤーとのオンライン商談の機会を提供することで、販路開拓を支援すること。

ア 参加事業者

(ア) 県産農林水産物等を取り扱う事業者（予定：10 事業者程度）

参加事業者の募集及び選定は食育消費流通課が実施するが、受託者は、状況に応じてこれに協力するとともに、適宜助言を行うこと。

(イ) 参加条件

- ・オンライン商談に対応可能な PC 及びインターネット環境を有すること。
- ・参加費は無料とするが、以下については参加事業者の負担とすること。

バイヤーにサンプル等を事前送付する場合のサンプル代及び運送費
Web 会議システム利用に伴う通信料

イ 事前研修会の開催

(ア) 開催方法

- ・オンライン商談会の開催前までに、1回以上開催すること。
- ・実施方法はオンライン形式とすること。

(イ) 研修内容

- ・オンライン商談における商品紹介、プレゼンテーション方法等、商談スキル向上を目的とした内容とすること。
- ・研修資料を作成し、研修会終了後に参加事業者へ提供すること。

(ウ) 研修効果のとりまとめ

研修会終了後、参加事業者に対してアンケート調査を実施し、研修効果をとりまとめること。

ウ オンライン商談会の開催

(ア) 商談形式

- ・オンライン形式とすること。
- ・Web 会議システムを用いたビデオ通話型の商談とすること。

(イ) 商談会の企画・運営

- ・商談に対応可能な通訳及び商談サポートを行う専門家を手配すること。
- ・商談会開催期間中の運営及び進行管理を行うこと。

(ウ) バイヤーの招聘及び調整

- ・海外市場に精通し、参加事業者の取扱商品に対応可能な海外バイヤーを招聘すること。
- ・参加事業者1者につき、複数回の商談機会を確保すること。
- ・商談会実施に向け、参加事業者及びバイヤーとの事前マッチング、連絡調整及び問合せ対応を行うこと。（商談時間の調整、商品サンプルの送付先調整等を含む。）

(エ) 参加事業者への助言・指導

- ・商談前及び商談期間中において、効果的な商品アピール方法や円滑な商談実施に向けた準備等について、参加事業者への助言・指導を行うこと。
- ・商談終了後のフォローアップを実施すること。

(オ) 実施状況報告

オンライン商談会の実施状況及び商談後のフォローアップ状況等についてとりまとめ、報告すること。

(カ) その他

- ・事業者が円滑に本業務を実施するために必要と認められる事項について対応すること。

- ・実施にあたっては、食育消費流通課と十分に調整を図ること。

3 事業全体の運営・管理

- (1) 業務内容の全般について、県と事前に十分な連絡・調整をとり、県の指示に従って行うこと。また、事業の進捗状況については、随時、食育消費流通課に報告を行うこと。
- (2) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。
- (4) その他
 - ア 本事業は、国の地域未来交付金を活用して行うため、「地域未来交付金制度要綱」等に規定する要件を遵守すること。
 - イ 受託事業者は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
 - ウ 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は協力すること。
 - エ 委託者は、随時委託事業の実施現場に立ち会うことができるものとする。

4 実績報告書の提出

- (1) 提出時期及び提出部数等

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（成果報告書を含む。）を契約期間内に提出すること。

 - ア 委託業務実績報告書（A4版、横書き） 1部
※各委託業務から得られた提案等を含むこと。
 - イ 以下のデータを納めたCD-ROM等の記憶媒体 1枚
 - ・委託業務実績報告書
 - ・会議の議事録
 - ・経費の内訳書
 - ウ その他、県が指示したもの
- (2) 納入場所
農業水産局農政部 食育消費流通課
- (3) その他
委託業務実績報告書は、以下の内容を明確に記載するほか、県と内容を検討の上、作成すること。
 - ア 2（1）の業務
 - ・事業の概要
 - ・事業に対する評価（成果のまとめ、課題、解決策）及び考察

イ 2（2）の業務

- ・事業の概要及び実施状況
- ・事業目標に対する評価、改善策等
- ・現地ニーズから見る県産農林水産物の販路開拓に向けた課題、解決策

ウ 2（3）の業務

- ・事業の概要（出展実績及び商談前後の助言・指導状況等）
- ・出展事業者における商談実施件数及び商談成立件数
- ・商談における相手方の意見を含む商談状況の集約及び分析
- ・事業に対する評価（成果のまとめ、課題、解決策）及び考察